

(意見書案第 15 号)

平成 24 年度農業予算編成並びに税制改正に関する意見書

3月11日発生した東日本大震災と福島第一原発の事故は、かつて経験したことのない精神的苦痛と甚大な被害をもたらしているが、当面する緊急かつ最優先の課題は、原発事故の収拾と損害賠償を含む被災地の復旧・復興である。

こうした中、政府は、7月29日、「東日本大震災からの復興の基本方針」を決定するとともに、8月15日、日本の再生に向けた取り組みを再スタートするための「政策推進の全体像」を閣議決定し、国家戦略やエネルギー・環境政策の再設計のほか、環太平洋経済連携協定（TPP）交渉参加問題については、「総合的に検討し、できるだけ早期に判断する」とし、依然、高いレベルでの経済連携を進める姿勢は変わっていないところである。

このような未曾有の国難に対して、被災地の復旧・復興の支援はもとより、我が国の食料安定供給へのさらなる貢献を果たすという使命感に立ち、北海道が持つ潜在能力を最大限に發揮し、持続可能な農業の確立を図ることが必要である。

よって、政府においては、平成24年度農業予算編成並びに税制改正に当たり、次の事項を実現されるよう強く要望する。

記

- 1 東日本大震災並びに福島第一原発事故の被災地の農林漁業の再建、安全・安心を最優先にしたエネルギー政策の再構築並びに内需拡大を重視した日本経済・社会の再建に全力で取り組むこと。
- 2 国内農業対策の検討に当たっては、災害にも強い食料供給基地の建設と国の構造改革に着実に取り組んできた地域の経営実態などその課題点を真摯に洗い出した上で、経営形態別の目標とすべき構造並びに経営展望の明示、それを実現するために主業的経営体が真に必要とする政策を確立すること。
- 3 自給率目標の達成に向けては、国産農畜産物が確実に輸入農畜産物に置きかわるための誘導策を、食料・農業・農村政策のみならず、税制・食品産業対策など省庁横断的な政策体系としてパッケージで仕組むこと。
- 4 過去の国会決議などに基づき、これまで同様すべての貿易交渉に当たり、例外措置として重要品目の関税を維持する交渉姿勢を貫くこと。
- 5 戸別所得補償制度をはじめとする農業政策については、これまで努力してきた生産者・産地の取り組みを尊重するとともに、平成 24 年度予算においても万全の財源を確保し、生産者が安心して営農に取り組めるよう制度の法制化等中長期的に安定して継続される政策とすること。
- 6 農業の生産性向上には、ほ場の基盤整備、排水対策並びに農畜産物の集出荷・調製施設等の生産基盤の確立と優良品種や技術の試験研究・開発が重要であり、あわせて生産現場への組織的普及活動が不可欠であることから、これらに必要な万全な予算を確保すること。
- 7 軽油引取税や A 重油の石油石炭税の課税免除措置の恒久化など、農業経営の安定に必要な税制措置を講じること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 23 年 12 月 13 日

釧路市議会

内閣総理大臣 農林水産大臣 宛